

平成28年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第51号説明資料

平成28年11月29日

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～4

建設課

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

道路占用料徴収条例については、道路法第 39 条において、「道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる」とされている。また、占用料の額及び徴収方法は道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされている。

大磯町道路占用料徴収条例については、従来から神奈川県道路占用料徴収条例に準拠して占用料の額を定めているが、国が平成 26 年 4 月に、国管理道路に関する占用料について、所在地区分の細分化や額の見直し等の政令改正を行ったことに伴い、神奈川県も平成 28 年 4 月に条例改正を行った。

本町においても神奈川県条例を準用していることから、占用料の額の改正を行う。

○ 改正内容

1. 町管理道路を占用する電柱、地下埋設管等の占用料の額を別添新旧対照表のとおり改める。
2. 施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

大磯町道路占用料徴収条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 省略 別表（第2条関係）				第1条～第6条 省略 別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,660</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,630</u>
	第2種電柱		<u>2,560</u>		第2種電柱		<u>2,500</u>
	第3種電柱		<u>3,450</u>		第3種電柱		<u>3,370</u>
	第1種電話柱		<u>1,490</u>		第1種電話柱		<u>1,460</u>
	第2種電話柱		<u>2,380</u>		第2種電話柱		<u>2,330</u>
	第3種電話柱		<u>3,270</u>		第3種電話柱		<u>3,200</u>
	支線及び支線柱		<u>680</u>		支線及び支線柱		<u>670</u>
	その他の柱類		150		その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	15		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	15
	地下に設ける電線その他の線類	1年	9		地下に設ける電線その他の線類	1年	9
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,460</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,430</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	<u>890</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	<u>880</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,970</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,910</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,250</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,220</u>
広告塔	表示面積1㎡につき1年	<u>4,530</u>	広告塔	表示面積1㎡につき1年	<u>2,110</u>		
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	<u>2,970</u>	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	<u>2,910</u>		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	<u>62</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	<u>65</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>89</u>		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>90</u>
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>130</u>		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		180		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		180
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		270		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		270
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>360</u>		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>350</u>
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>620</u>		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>610</u>

	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			890
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの			1,780
	外径が2.0m以上のもの			3,570
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年		2,970
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			130
	その他のもの			200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.007$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008$
	上空に設ける通路			2,260
	地下に設ける通路			1,360
	その他のもの			200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日		45
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月		450
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	450
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,530
	標識		1本につき1年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		45
		その他のもの	1本につき1月	450
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日		45
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	450
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		4,530

	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			880
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの			1,750
	外径が2.0m以上のもの			3,490
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年		2,910
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			100
	その他のもの			100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.006$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008$
	上空に設ける通路			1,060
	地下に設ける通路			640
	その他のもの			100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日		21
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月		220
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	220
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	2,110
	標識		1本につき1年	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		21
		その他のもの	1本につき1月	220
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日		21
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	220
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		2,120

	その他のもの	2,260
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1㎡につき1月	450
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		300
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用料については、なお従前の例による。

	その他のもの	1,060
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1㎡につき1月	220
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		290
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考 省略